

企業や研究機関が開催するインターンシップを活用した大学院における
実践教育に関する取り決め

平成29年3月16日 教務委員会

平成29年4月12日 教授会

令和5年12月4日 教務委員会改正

1. 本研究科の学生が企業や研究機関が開催する生命科学に関連したインターンシップに参加し、専門的な学識を深めたと指導教員が評価した場合、教務委員会の審査により、関連科目（生命科学認定講義Ⅰ～Ⅴ又は生命科学特別講義Ⅰ～Ⅴ）の単位を認定することがある。
2. 認定する単位は、1週間（実働5日以上・40時間程度）につき1単位を基準として指導教員が判断し、教務委員会が認める。
3. 単位認定方法は次のとおりとする。
 - ①単位を希望する学生（以下学生という）は、インターンシップ参加後に、インターンシップ研修参加報告書（以下報告書という）を指導教員に提出する。
 - ②指導教員は、学生から提出された報告書をもとに認定を行い、専門的な学識を深めることができた と判断できる場合は、実働時間数に合わせた単位数を報告書に記入し、学生に返却する。
 - ③学生は、指導教員から返却された報告書を教務係に提出する。
 - ④教務係は、学生から報告書の提出があったことを教務委員会に報告し、教務委員会の審査により単位認定を行う。
4. インターンシップ参加により単位認定を受けることができるのは、2単位を上限とする。
5. 「生命科学認定講義（1単位）」の認定を受けた者が、後日新たにインターンシップに参加し、「生命科学特別講義（2単位）」に科目を変更することは出来ない。